

平成27年度 第1回 釧路地域協議会 次第

■日時 平成27年6月2日（火）午後1時30分～

■場所 釧路市役所防災庁舎5階 会議室A

1 開 会

2 議 事

(1) 釧路市地域協議会の今後のあり方について

3 その他

4 閉 会

【資料】

- ・ 議事（1）関係 資料 1：釧路市地域協議会条例
- 資料 2：地域協議会の今後のあり方について
- 資料 3：地域協議会検討項目
- 資料 4：地域協議会に関する検討スケジュール
- 資料 5：平成24年度第1回釧路地域協議会発言要旨

平成17年10月28日

釧路市条例第296号

改正 平成21年10月2日条例第35号

平成22年3月23日条例第2号

平成24年9月18日条例第29号

(設置)

第1条 市政への住民意思の反映及び市民協働の推進による市民の一体感の醸成を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(設置区域)

第2条 協議会は、合併（平成17年10月11日の3市町の合併をいう。以下同じ。）前の釧路市、阿寒町及び音別町のそれぞれの区域ごとに置く。

(名称及び所管区域)

第3条 協議会の名称及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	所管区域
釧路地域協議会	合併前の釧路市の区域
阿寒地域協議会	合併前の阿寒町の区域
音別地域協議会	合併前の音別町の区域

(所掌事項)

第4条 各協議会は、その所管区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ審議するものとする。

- (1) 総合計画に基づく施策の実施に関すること。
- (2) 地域固有の事務事業に関すること。
- (3) 市民協働の推進に関すること。

2 各協議会は、その所管区域に関し必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第5条 各協議会は、それぞれ委員10人以内をもって組織する。

(委員)

第6条 委員は、各協議会ごとに、当該協議会の所管区域内に住所を有する者又は通勤する者（市内に住所を有する者に限る。）で、学識経験者及び公募に応じたもののうちから市長が委嘱する。

(任期)

第7条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 市長は、特別の理由があるときは、任期中であっても委員を解嘱することができる。

(会長及び副会長)

第8条 各協議会にそれぞれ会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 各協議会は、それぞれその会長が招集する。ただし、委員の任期の最初に招集する協議会は、市長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、総合政策部及び各行政センターにおいて処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 市長は、この条例の施行後4年を超えない期間内に、協議会のあり方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(釧路市特別参与設置条例の一部改正)

3 釧路市特別参与設置条例（平成17年釧路市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 所管区域における地域協議会（釧路市地域協議会条例（平成17年釧路市条例第296号）第1条の地域協議会をいう。）に関すること。

附 則（平成21年10月2日条例第35号）

改正 平成24年9月18日条例第29号

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に地域協議会の委員である者の任期については、なお従前の例による。

(検討)

3 市長は、この条例の施行後平成28年3月31日までの間に、この条例による改正後の第1条に規定する地域協議会のあり方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成22年3月23日条例第2号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月18日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

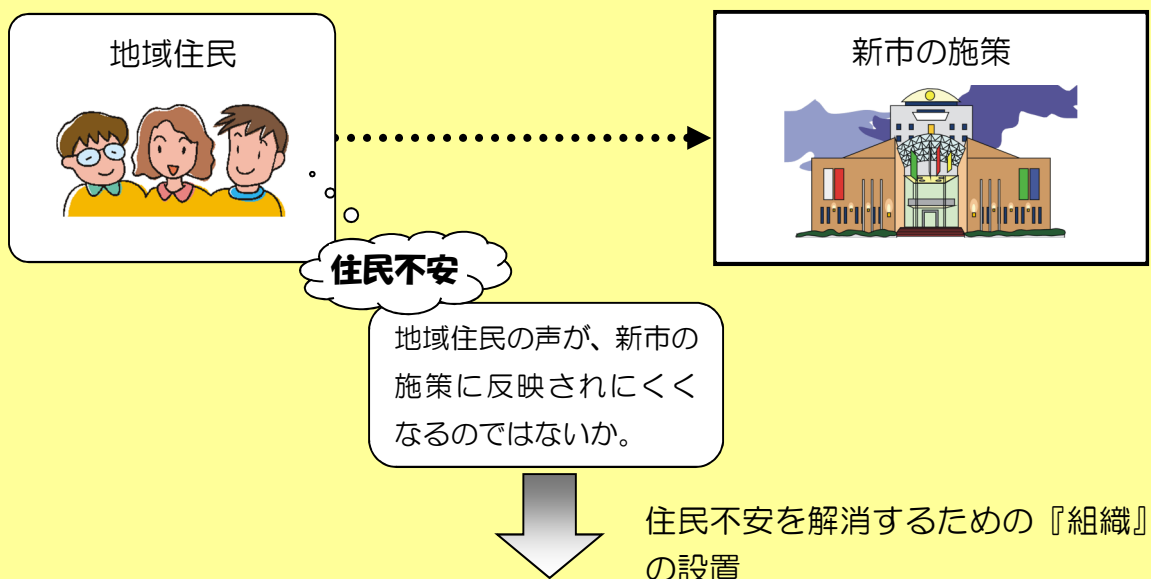
1 地域協議会の設置経過

(1) 地域協議会設置に至る経過

「釧路市・阿寒町・音別町合併協議会」（平成17年1月～10月）により、釧路市・阿寒町・音別町の合併について協議が行われた。

合併協議（平成17年1月～10月）

合併協議の中で、合併に伴い、住民の声が新市の施策に反映されにくくなるのではないかと、との住民不安を解消するための『組織』について検討がなされ、新市において設置することが決定された。



合併協定書（平成17年3月3日） ※一部抜粋

新市においては、地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関として、（仮称）地域協議会を設置する。

設置目的は、新市における一体感の醸成を目的として、次の事項を担う協議会を設置する。

- ・ 合併に対する住民の不安の解消、住民意思の反映、市民協働の体制づくり

(2) 釧路市地域協議会条例の制定

合併協議において、設置が定められた「（仮称）地域協議会」は、平成17年10月議会に『釧路市地域協議会条例案』として提案。

同条例は平成17年10月28日に制定された。

2 地域協議会のこれまでの取組

(1) 策定に関わった計画、条例等

- ① 釧路市総合計画
- ② 釧路市民意見提出手続条例 (条例素案の段階から条例案の策定まで関与)
- ③ 市民と協働するまちづくり推進指針 (指針素案の段階から関与、概要版作成の助言)

(2) 上記以外の事項

- ① 予算に関する意見交換
- ② 新市建設計画に関する意見交換
- ③ 各地区固有の事務事業に関する意見交換
- ④ 新釧路市の花・木に関する協議
- ⑤ 市民意見提出手続の実施状況の報告

(3) 会議開催状況

- ① 平成17年度 各地域協議会 1回開催
 - ・地域協議会の概要説明など
- ② 平成18年度 各地域協議会 4回開催
 - ・釧路市総合計画に関する協議
 - ・釧路市民意見提出手続条例に関する協議
 - ・市民と協働するまちづくり推進指針に関する協議
 - ・平成19年度予算についての意見交換
 - ・新釧路市の花・木に関する協議
- ③ 平成19年度 各地域協議会 4回開催
 - ・釧路市総合計画について
 - ・市民と協働するまちづくり推進指針に関する協議会
 - ・平成20年度予算についての意見交換
 - ・平成19年度市民意見提出手続の実施状況について釧路・阿寒・音別地域協議会会長会議 1回開催
- ④ 平成20年度 釧路、音別地域協議会 3回開催、阿寒地域協議会 4回開催
 - ・市民と協働するまちづくり推進指針を広めていくための取組協議
 - ・平成21年度予算についての意見交換
 - ・今後の地域協議会のあり方について
 - ・平成20年度市民意見提出手続の実施状況について
- ⑤ 平成21年度 釧路、音別地域協議会 3回開催、阿寒地域協議会 4回開催
 - ・平成22年度予算についての意見交換
 - ・平成21年度市民意見提出手続の実施状況について
 - ・合併後のまちづくりについて意見交換釧路・阿寒・音別地域協議会会長会議 1回開催

- ⑥ 平成22年度 釧路、音別地域協議会 3回開催 阿寒地域協議会 4回開催
 - ・平成23年度予算についての意見交換
 - ・平成22年度市民意見提出手続の実施状況について
 - ・合併後のまちづくりの現況について意見交換
- ⑦ 平成23年度 釧路地域協議会 2回開催 阿寒、音別地域協議会 3回開催
 - ・平成24年度予算についての意見交換
 - ・平成23年度市民意見提出手続の実施状況について
 - ・都市経営戦略プランについて意見交換
 - ・地域協議会の今後のあり方について意見交換
- ⑧ 平成24年度 釧路、阿寒地域協議会 3回開催 音別地域協議会 4回開催
 - ・平成25年度予算についての意見交換
 - ・平成24年度市民意見提出手続の実施状況について
 - ・都市経営戦略プランについて意見交換
 - ・政策プランについて意見交換
 - ・地域協議会の今後のあり方について（報告）
 釧路・阿寒・音別地域協議会会長会議 1回開催
 釧路・阿寒・音別地域協議会合同会議 1回開催
- ⑨ 平成25年度 各地域協議会 3回開催
 - ・平成26年度予算についての意見交換
 - ・（仮称）釧路市自治基本条例について
 釧路・阿寒・音別地域協議会合同会議 1回開催
- ⑩ 平成26年度 各地域協議会 3回開催
 - ・（仮称）釧路市自治基本条例について
 - ・釧路市まちづくり基本条例素案（案）について
 - ・平成27年度予算についての意見交換
 - ・釧路市地域協議会のあり方について
 - ・阿寒国立公園の名称変更について
 釧路・阿寒・音別地域協議会合同会議 1回開催

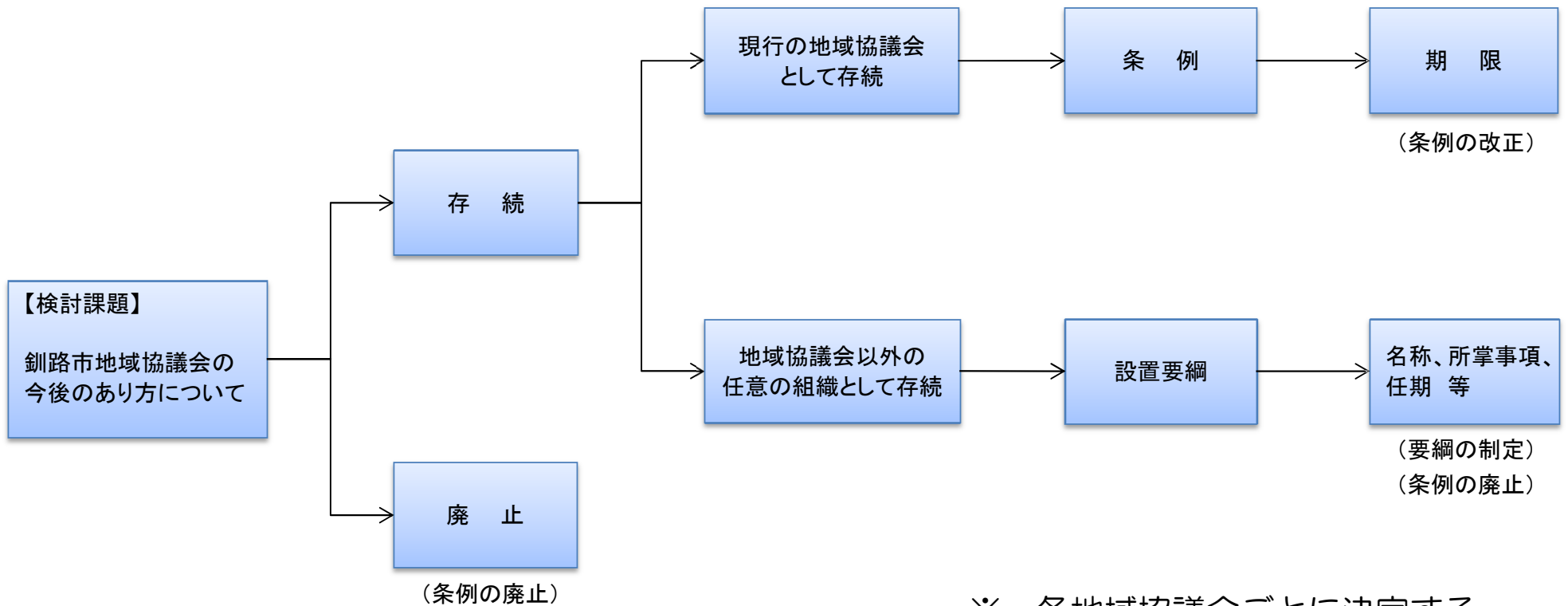
3 今後のあり方の検討について

釧路市地域協議会条例 附則3

市長は、この条例の施行後平成28年3月31日までの間に、この条例による改正後の第1条に規定する協議会のあり方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

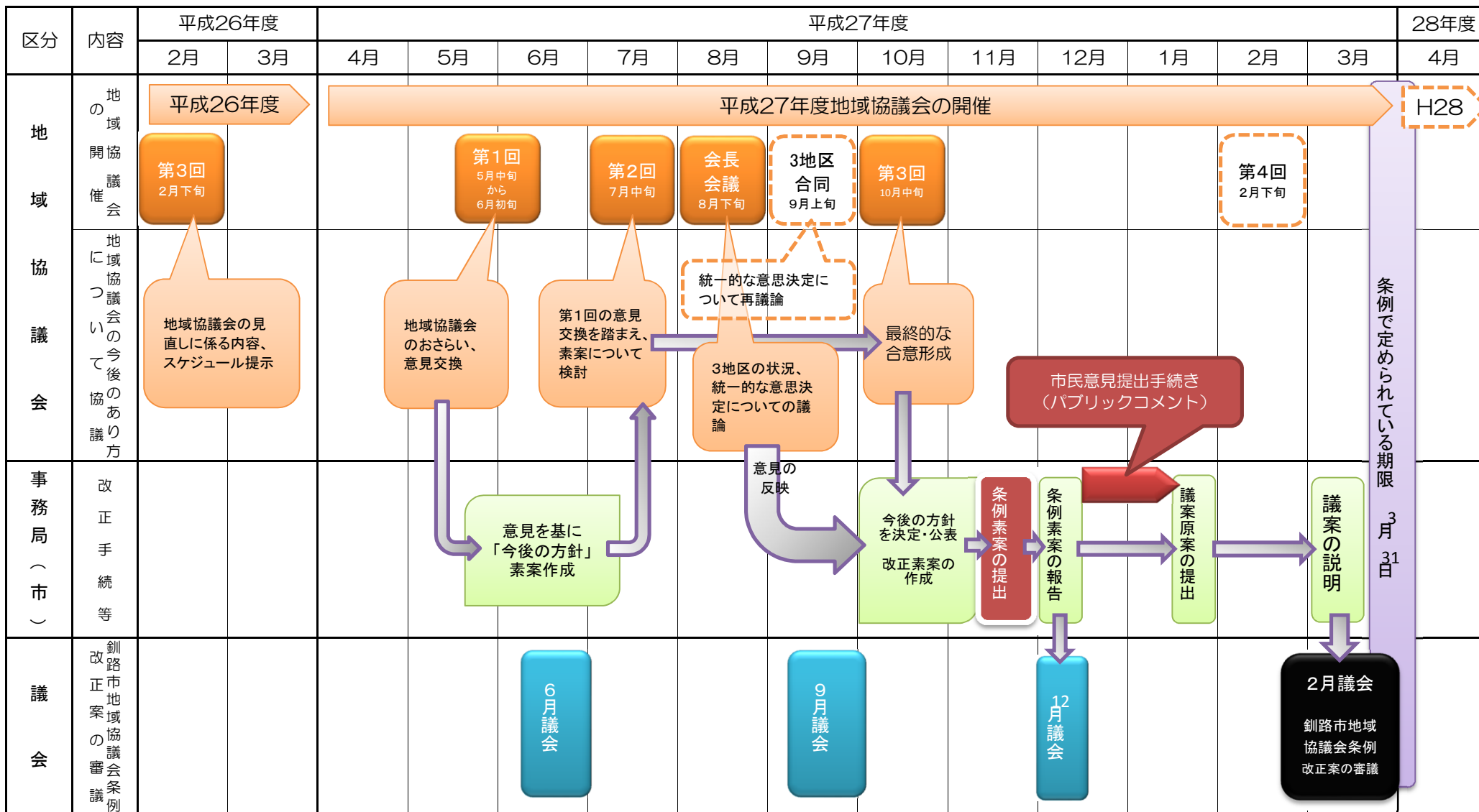
上記の規定により、平成28年3月31日までに、地域協議会のあり方について検討を行い、検討結果を踏まえた条例改正を行う必要がある。

【地域協議会検討項目】



※ 各地域協議会ごとに決定する

地域協議会に関する検討スケジュール



平成 24 年度第 1 回釧路地域協議会発言要旨

(平成 24 年 6 月 26 日開催)

- 地域間の一体感の醸成という課題に関しては、次回見直し時の 27 年度中までにどのように一体感の醸成を図るかという部分を議題に上げたほうが良いと思う。
- 一体感の醸成について、地域協議会が存続することで、それを阻害しているということはないのかという懸念もある。
- 継続という部分では、共感を持っている。阿寒や音別との一体感の醸成が未だ図られていないと感じる。合同会議の開催は良い提案だと思う。
- 3 地区の委員が集まり、総合計画等について議論することは、一体感の醸成のため必要であると感じる。
- 協議会の場は、発言した課題を如何に市政に反映させて解決に持っていくか、その持っていく方によって地域協議会が良いものになっていくと思う。
- 阿寒、音別は、議員も少なくなり、住民の声をどのように市政に反映させるか懸念を抱いていたので、協議会の場が発言の場と考えていると感じる。阿寒・音別と共に何らかの形で存続してほしいと思う。
- 地域固有の課題に関しては、3 地区全体の課題も皆で共有しようという風潮になり、各地区だけで解決することが難しい課題については全体として共有し、解決に向かわなければならないと思う。
- 地域協議会の目的や使命として、地域固有の課題も大事なことであるが、課題の性格により、どのような議論の場に上げるか仕分ける必要があると思う。議論の場に上がらないような課題については、それを解決する仕組み作りが必要であると感じる。
- 阿寒・音別には、それぞれ地域の課題があると思うが、提起してもらわないと知り得ない事が多いと思う。今後は、地域の課題を全市で共有し解決に向かっていきたい。